

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

平成28年1月6日

奈良県知事 荒井 正 吾

1 業務の概要

(1) 業務名

なら食と農の魅力創造国際大学校 フードクリエイティブ学科 外国語教授業務

(2) 業務の目的

平成28年4月に開校する、なら食と農の魅力創造国際大学校（以下、「大学校」という。）フードクリエイティブ学科のカリキュラムの一環として、飲食サービス業において外国人客に対応でき、将来的に国際的な活躍が期待できる人材を育成するために開講する外国語科目の授業を実施する。

(3) 業務の内容

英会話及び初級フランス語を内容とした外国語授業の実施

(4) 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

(5) 委託上限額

2,551千円（消費税および地方消費税の額を含む）

なお、各年度の委託額は、以下の額を上限とする。

平成28年度 565千円、平成29年度 993千円、平成30年度 993千円

ただし、消費税率の変更がなされた場合は、その率に見合った額の変更を行うものとする。

(6) 業務の仕様等

なら食と農の魅力創造国際大学校 フードクリエイティブ学科 外国語教授業務説明書（以下、「業務説明書」という。）のとおり。

2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q 役務の提供・7 諸サービス・⑮ その他サービスに登録をしている者であること。または、技術提案書の提出時までに資格審査申請を終えていること。
- (2) 本件業務と同類の業務を実施した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。

- (9) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (10) 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (11) 上記(9)および(10)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人でないこと。
- (12) 役員等(役員および経営に事実上参加している者。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- (13) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人でないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式および記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署(書類の提出先および問い合わせ先)

奈良県農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室
なら食と農の魅力創造国際大学校係

TEL 0744-46-9700(直通)、FAX 0744-46-3370

住 所 〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217番地

- (2) 業務説明書の配布

平成28年1月6日(水)から平成28年1月19日(火)の午後5時までの間に、(1)の担当部署またはインターネットの奈良県会計局入札情報および奈良県農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室ホームページから入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

- (3) 参加表明書の提出

- ①提出期限 平成28年1月19日(火)の午後5時まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

- ②提出先 (1)の担当部署と同じ

- ③提出物

- ・様式1-1 参加表明書 1部
- ・様式1-2 参加表明者の同類業務実績 1部

- ④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合、書類審査を行い、技術提案書の提出者を上位5位まで選定する。非選定者には文書で通知する。

(4) 技術提案書の提出

①提出期限 平成28年2月5日(金)の午後5時まで

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 (1)の担当部署と同じ

③提出物および提出部数

- ・様式2-1 技術提案書 1部
- ・様式2-2 実施体制 正本1部 副本5部
- ・様式2-3 企画提案 正本1部 副本5部
- ・参考見積書(様式は任意) 1部

④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 質問の受付

業務説明書に示すところによる。

(6) 留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 委託事業者の特定

技術提案書を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。

6 契約の締結

5により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は返却しない。
- (3) その他、詳細は業務説明書に示すところによる。